

認証等用特殊用紙を使用する書類

第1 民事訴訟手続等で事件記録が電子化されている事件（令和8年5月20日までに督促手続オンラインシステムで申し立てられた事件を除く。）について

次に掲げる電磁的記録（簡易裁判所においては、③に掲げるものに限る。）の記録事項証明書（証明する旨の文言が記載された用紙に限る。）

- ① 電子判決書（民事訴訟法（平成8年法律第109号）第254条第2項の電子調書を含む。）
- ② 和解又は請求の放棄若しくは認諾の電子調書
- ③ 仮執行の宣言を付した電子支払督促

第2 第1以外の事件について

1 執行文用紙（簡易裁判所においては、2の⑩に掲げるものの正本に付されるものに限る。）

2 次に掲げるもの（簡易裁判所においては、⑩に掲げるものに限る。）の正本認証用紙

- ① 判決書（民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）第2条の規定による改正前の民事訴訟法第254条第2項の調書を含む。）
- ② 和解又は請求の放棄若しくは認諾の調書（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成12年法律第75号）第19条第4項の公判調書を含む。）
- ③ 調停調書
- ④ 調停に代わる決定書
- ⑤ 労働審判書（労働審判法（平成16年法律第45号）第20条第7項の調書を含む。）
- ⑥ 家事審判書
- ⑦ 高等裁判所が第一審としてした審判に代わる裁判又は高等裁判所が審判に対

する即時抗告を理由があると認めて自らした審判に代わる裁判（非訟事件手続法等の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（平成24年最高裁判所規則第9号）第1条第1号の規定による廃止前の家事審判規則（昭和22年最高裁判所規則第15号）第19条第2項（なお従前の例によることとされる場合を含む。）の審判に代わる裁判のうち終局審判以外の審判に対する即時抗告についてされたものを除く。）の裁判書

- ⑧ 調停に代わる審判書
- ⑨ 調停に代わる審判に代わる裁判書
- ⑩ 金銭の給付を命じる仮処分決定書
- ⑪ 仲裁判断についての執行決定書
- ⑫ 暫定保全措置命令についての執行等認可決定書
- ⑬ 暫定保全措置命令についての違反金支払命令書
- ⑭ 国際和解合意についての執行決定書
- ⑮ 特定和解についての執行決定書
- ⑯ 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和50年法律第94号）第22条第2項（同法第30条第2項及び船舶油濁等損害賠償保障法（昭和50年法律第95号）第38条、第43条第6項及び第51条第6項において準用する場合を含む。）の規定により受託者に対して金銭の支払を命じる決定書
- ⑰ 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第37条第1項の決定書（同条第5項の調書を含む。）
- ⑱ 仮執行の宣言を付した支払督促
- ⑲ 子の返還申立事件の終局決定（高等裁判所においては、終局決定に対する即時抗告を理由があると認めて自らしたものに限る。）の裁判書

<注>

- ・ 上記第1に掲げる電磁的記録の更正決定等の記録事項証明書及び第2の2の認証等用特殊用紙使用対象書類の更正決定等の正本認証用紙については、認証等用

特殊用紙が使用されます。

- ・ 謄本認証及び抄本認証については、認証等用特殊用紙は使用されません。